

処遇改善手当支給要領

社会福祉法人 南知多

職員賃金規程第28条に規定された「処遇改善手当」の支給については、この支給要領の定めによるものとする。

1. 対象者

介護職員（正職員・パート職員）

※ただし、介護報酬収入の無い施設の職員を除く。また、手当支給月の前月に有給休暇、病休等で勤務実績がない職員も除く。

2. 処遇改善手当額算定方法

①算定基礎額

処遇改善加算額 - 賃金改善増加額 = 算定基礎額

※各施設の処遇改善加算額の合計額を基とする。

※賃金改善増加額とは基本給昇給額、手当の新設額及び手当の増額等の合計額をいう。

②手当額の基本単価

算定基礎額 ÷ 介護職員常勤換算人数 = 基本単価

③パート職員の手当額の計算

基本単価 × 各職員の常勤換算数 = パート等の処遇改善交付金手当額

※各職員に支給する時は法定福利費事業主負担分を控除して支給する。

（以下、正職員の算定）

④基準基本給

正職員の基本給で最も低額な者の基本給額を「基準基本給」とする。

⑤手当係数

各職員の手当係数 = 1 ÷ (各職員の基本給額 ÷ 基準基本給)

⑥基準手当額

(算定基礎額 - パート等の処遇改善手当合計額) ÷ 各職員の手当係数の合計値 = 基準手当額

⑦各職員の処遇改善手当額

基準手当額 × 各職員の手当係数 - 法定福利費事業主負担分 = 処遇改善手当額

3. 支給月

処遇改善加算は、国保連合会から、サービス提供に基づく介護報酬に加算されて支給される。

このため、当法人が各職員に処遇改善手当を支給する月は、交付金を収納する月に合わせるものとする。

附則

この要領は、平成24年5月24日から施行し平成24年4月1日から適用する。

参考

・平成24年4月のサービス提供月にかかる、提供月初日在籍の職員の処遇改善手当の額は、国保連合会への請求額を基に5月に算定し、支給月は6月となる。以下、翌月以降も同様の取扱いとなる。
国保連合会からの確定した加算収入額と、請求時の加算収入額が異なる場合は、その差額分を次の算定期間に加減して調整する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

参考

・平成28年4月のサービス提供月にかかる、提供月初日在籍の職員の処遇改善手当の額は、国保連合会への請求額を基に5月に算定し、支給月は6月となる。以下、翌月以降も同様の取扱いとなる。
国保連合会からの確定した加算収入額と、請求時の加算収入額が異なる場合は、その差額分を次の算定期間に加減して調整する。